

江戸川区障害者支援ハウスにおける利用者死亡事故の真相究明と再発防止を目的とする委員会の設置を求める陳情

(福祉健康委員会付託)

受理番号 第 4 2 号

受理年月日 令和 2 年 6 月 2 日

付託年月日 令和 2 年 6 月 2 5 日

陳情者
.

陳情原文 当該事故は、令和元年 5 月 1 1 日の発生から丸 1 年以上が経過して、葛西警察署によると令和 2 年 2 月 7 日前後に検察に書類送検されたにも関わらず、江戸川区の公式サイトには「死因は不明、事故原因すら特定できない」という内容が掲載されているのみです。

この事故が仮に江戸川区の施設で健常者が遭った事故だとすると、このような扱いになっていたのか疑問です。

現状の江戸川区の HP の記載では発見から救急要請までの時間が約 5 分差になっていますが、事故発生当時の HP の記載では約 1 3 分の差があります。どちらにしても救急要請までの時間が遅いです。

江戸川区議会福祉健康委員会の第 2 3 号陳情資料によると声掛けに反応しないと気付いたのが 1 7 : 0 2。1 7 : 0 3 から 1 7 : 0 5 に 2 人の支援員で浴槽から引き上げ胸部圧迫、人工呼吸を開始している。1 7 : 0 7 に救急要請をしているが、その間に何度も看護師を呼んでいるのだからその時点でもう 1 人の支援員が救急要請も出来たはずです。浴槽から引き上げると同時に救急要請しても順序としては正しいと思います。

専門職であるはずの従業員が救命救急の基本に忠実ではなかったこと、更には 2 0 1 4 年に障害者支援ハウスが設立され事故が起きるまで入浴介助のマニュアルはなく、障害者福祉課に確認したところ現在はマニュアルが作成されたものの、事故後(令和元年 8 月 6 日)もマニュアルを作っていない等と言う答弁もありました。そういう認識の甘さに人命が失われるという重大なことに繋がる人権意識の欠落を感じます。

障害者支援ハウスではこの事故以前にも小さなトラブルやミスはたくさんあります。それに対して「知らなかった」「忘れていた」「聞いていなかった」「言葉の行き違い」などというあやふやな対応をしていたことが、このような大きな事故に繋がったと言えます。死亡事故が起きたというのにその後も障害者支援ハウスの相

(裏面に続く)

談員や愛の手帳相談係の対応の仕方は上記に加え、笑いで誤魔化すという状態は改善されていません。真摯に向き合う気持ちは持ち合わせていないのですか。

江戸川区としていつまでもこの事故に向き合わず、時間ばかりがいたずらに経過し、忘れ去られることを危惧します。

警察が関わるような事件事故でないような小さなことも障害者支援ハウスでは見直すべきです。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 江戸川区議会は、江戸川区障害者支援ハウスにおける利用者死亡事故の真相の究明と再発防止のための委員会を直ちに設置してください。
- 2 江戸川区役所並びに障害者支援ハウス支援員などの職員及び従業員の人権教育の徹底をしてください。